

第 249 回浜田市教育委員会定例会議事録

日 時：令和 8 年 3 月 16 日（月） 15：00～16：27

場 所：浜田市立中央図書館 2 階多目的ホール

出席者：岡田教育長 杉野本委員 倉本委員 浅津委員 三浦委員

事務局 草刈部長 藤井課長 山口課長 石橋室長 松井課長 山本課長

書記：日ノ原係長 堀上主任主事

議事

1 教育長報告

2 議題

- (1) 浜田市教職員働き方改革プラン（案）について（資料 1）
- (2) 浜田市立学校の職員の服務規則の一部を改正する規則について（資料 2）
- (3) 浜田市文化財審議会委員の委嘱について（資料 3）
- (4) 令和 8 年 4 月 1 日付け人事異動について（追加資料）

3 部長・課長等報告事項

4 その他

- (1) その他

1 教育長報告

岡田教育長

それではただいまから、第 249 回浜田市教育委員会定例会を開催する。

開会にあたり、議題 4「令和 8 年 4 月 1 日付人事異動について」の公開、非公開の取扱いについてお諮りをしたいと思う。

この議題は、教育委員会職員の人事異動に関するものであり、会議を非公開として開催したいと考えている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 8 項の規定により、公開、非公開については、討論を行わずにその可否を決しなければならないとなっているため、お諮りしたいと思う。

議題 4 について、非公開の取扱いとすることにご異論はないか。異議なし。

各委員

岡田教育長

異議なしということであるため、この議題については非公開での審議とさせていただき、会議の最後に関係職員のみで行いたいと思う。

それでは、教育長からの報告に移らせていただく。

早いもので、今年度も残り 2 週間余りとなった。全ての中学校で卒業式が無事に行われ、出席された教育委員や事務局職員も感動的な場面に出会えたのではないかと考えている。

今週も小学校や浜田幼稚園で卒業式、卒園式が予定されているため、対応をよろしく願います。

また、来週末の 19 日には浜田市役所職員の人事異動が予定されており、23 日には教職員の人事異動が発表される予定である。新年度に向けての準備が進んでいる状況である。

それでは、資料に沿って活動報告をさせていただきます。

① 2 月 24 日（火）3 月議会開会（提案説明、教育方針、全員協議会）

2 月 24 日から 3 月議会が開会し、明日 3 月 17 日に採決が行われ、閉会となる。

今回の一般質問では、学校統合に関することや、理数教育、平和学習、不登校対応に関すること、また子どもの芸術文化体験活動に関する事など、教育方針を公表したこともあり、教育関係の質問が多かったように思う。ケーブルテレビで既に放映されているが、見逃した方はユーチューブでも確認できる。

② 3 月 6 日（金）浜田女性ネットワークからの書籍の贈呈式（庁議室）

それから 3 月 6 日に、女性ネットワークから放課後児童クラブ、まちづくりセンター、小学校に 3 種類の絵本の寄贈をいただいた。小学校に寄贈された「しごとをとりかえただんなさん」という絵本は、無意識の偏見、いわゆるアンコンシャスバイアスについてわかりやすく書いてあった。私も読んだ。浅津委員が女性ネットワークの関係者であるため、この場をお借りして感謝申し上げたいと思う。ありがとうございました。いただいた絵本は、選ぶにあたり大変なご苦勞もあるのだろうと思うが、大人が読んでもやはり気づきがあるため、それぞれの施設で有効に活用させていただきたいと思っている。

③ 3 月 16 日（月）教職員異動内示

それから本日、16 日に教職員の異動内示を行った。教員の定数については、中学校は緊急対応の非常勤講師配置で何とか埋めることができている状況である。ただ、小学校で若干名、育休取得者の代替補充者が未定となっているようなところもある。講師の配置についてはぎりぎりまで検討していきたいと思

各委員

うが、現在はそのような状況である。本当に教員不足は深刻だ
と思う。

以上が私からの活動報告になるが、何かご質問等があるか。
特になし。

2 議題

(1) 浜田市教職員働き方改革プラン（案）について（資料1）

山口課長

それでは資料1をご覧ください。浜田市教職員働き方改革
プラン案について説明させていただきます。

この計画だが、浜田市においては、令和2年2月に「浜田市学
校業務改善プラン」というかたちで業務改善について計画的に進
めてきている。

当時の状況だが、平成31年1月の調査において、時間外在校等
時間が小中学校全体で月79.1時間ほどあった。これが、令和6年
度の調査では非常に改善しており、全体で37.7時間まで減少して
いる。ある程度一定の効果はあるが、現在のところ、授業以外で
様々な業務に取り組まなければならない状況にある。

3ページをご覧ください。基本的な考え方のところである。

今回このプランを作成するにあたり、教育職員の給与等に関す
る特別措置法、いわゆる給特法と呼ばれるものだが、これが改正
され、教職調整額が4%から段階的に10%まで上がるということ
となった。それに伴い、当然業務の改善を進めなければいけない
ということである。それにあたり、教職員を含め、監督するのは
県ではなく市町村教育委員会というかたちになるため、そこで業
務量の管理、健康確保の措置の実施計画を作らなければならない。
そのため、浜田市でこの法に基づく実施計画として位置付け、今
回整備するものである。

1ページの下段を見ていただきたい。今回このプランを作成する
目的だが、最終的には教職員の負担軽減を図り、学校教育の質の
向上を通して、子どもたちへのより良い教育活動を提供すること
が目的である。その前段として、教員が自ら学ぶ時間を確保でき、
健康で、働きやすさと働きがいを持てるということが実現でき
ると共に、子どもたちへの教育の質の向上を図りたいという内容で
構成している。

3ページに戻っていただき、プランの取組期間である。令和8
年度から令和11年度までの4年間の計画となる。教育委員会と学

校管理職が協力して推進していくというかたちになる。

今回のプランの対象は教職員とあるが、当然教育職員、事務職員も合わせて、学校全体で進めるようにしている。学校事務職員については、給特法の対象ではないため実質調整額は出ていないが、学校全体で取り組む位置付けにしている。

このプランを作成して公表し、取組状況については随時、その結果も公表するというかたちで、最終的にホームページに掲載することとなる。その前段として、市長との総合教育会議、ここで内容を報告し、取組状況の進捗状況についても報告という流れになるため、ご承知おきいただきたい。

4ページをご覧ください、具体的な計画の内容である。今回、取組目標を掲載している。アからウまで三つの大きな目標を持っている。

まず、時間外在校等時間についてである。勤務外の時間であるが、全ての教職員が年間 360 時間以内、全ての教職員が 1 か月 45 時間以内を目標として掲げている。

次に年次有給休暇について、全ての教職員が年 5 日以上、教職員の平均取得日数が 17 日以上としている。

働き方に関する意識調査については、働きやすい職場であると感じる教職員が 90%以上、教職にやりがいを感じている教職員が 90%以上を目標に掲げている。

現在の時間外在校等時間だが、4ページの下段に令和 6 年度の実績を掲載している。これを見ると、現在非常に難しい状況であるが、年間 360 時間以内、月 45 時間以内を目指すというかたちで進めていきたいと思っている。

年次有給休暇についても、現在 5 日以上、労働基準法上は義務付けられているが、一部取得できていない方もいる。全体で 91.3%の取得状況である。なおかつ、年間の有給休暇の平均取得日数も 12.4 日であり、なかなか 17 日以上になっていない状況である。

働き方に関する意識調査について、やりがい、働きやすい職場、両方とも 90%を目標にしているが、5ページ下段にあるように、今年の 2 月に調査したところ、概ね 80~90%程度のやりがい、働きやすいという結果が出ており、これを引き続いて 90%以上は確保したいという数値目標にしている。

6ページ以降に、具体的な取組内容を掲載している。今回、国が示している中で、学校と教師の業務の 3 分類というものがある。9

ページにその一覧を載せている。本来学校以外にある業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教員の業務だが負担軽減を促すべき業務というかたちで国は示している。

この中でまず、学校以外が担うべき業務だが、登下校時は基本的に保護者、地域の方が見守りを行い、給食費徴収等々については、公会計化の導入を検討するというかたちで進めたいと考えている。

また、教師以外が積極的に参画すべき業務については、例えば学校開放事業を行っているが、この際の鍵の受け渡しについて、現在スポーツ振興課で検討しているデジタル技術を活用して、教職員が関わることなく開場や施錠ができるよう検討を進めている。部活動についても、先般承認いただいた部活動の地域連携、地域移行に係る方針に基づいて進めていきたいと思っている。

教員の業務負担の軽減については、適宜スクール・サポート・スタッフ、学校支援員、不登校相談員等を配置して、一時的な部分はカバーしていきたいと思っている。

学校における措置の促進について、一番は授業時数の適切な設定である。現在、小学校4年生以上は1,086時間以内にしなさいというように国から通知があり、基本的にこの時間以内で浜田市も編成しているが、学校行事等をより精選して、極力、余裕時間がないように指導していきたいと思っている。

最後に、教員の健康及び福祉の確保に関する取組についてだが、現在、ひと月の時間外在校等時間が80時間を超える教職員については、希望者に対して医師の面接指導を引き続き行っていく。今年度からストレスチェックも実施している。この部分を適正にして、面接指導等の対応をしたいと思っている。

今後についてだが、現在、県立高校が早出遅出勤務制度を始められる。学校規模等のこともあるが、この部分は教育委員会としても導入の検討はしていきたいと思っている。

こういった内容で、あくまでも教員の働き方を改善して、子どもたちの教育の質の向上を図っていきたいということで、今回定めるものである。

説明は以上である。

委員方からご質問があるか。

6ページの、実施する業務量管理の(1)の給食費のところ、公会計化の導入等を検討ということだが、他の市町村ではもう既

岡田教育長
三浦委員

に実施されているのか。

藤井課長

はい。公会計化が導入されているところはある。

浜田市も公会計化にあたって検討は始めなければいけないという思いがある。これまで、国の無償化の動向がはっきりしてから検討するという方針でいた。無償化が完全に実現した場合は公会計化が必要なくなるということで待っていたが、どうも上限があるようで、この先、中学校が対象になったとしても、その上限撤廃は難しいのかなという思いもあるため、公会計化については本格的に検討していかなければいけないと思っている。

ただ費用的な面にプラスして、公会計化されているところは一人ないし二人程度の職員配置が必要になってきており、そこは教育委員会だけでは吸収しきれない部分があるため、その調整もしていかなければいけないと思っている。

岡田教育長

基本的に、この公会計化は浜田市の教育振興計画上もそれを盛り込んでいる。給食費の国の補助事業の様子がわからなかったこともあるが、総務省などは、基本的にはこれを進めるようにという方針を出している。学校で集めているお金は給食費だけではないため、そうしたことをやはりきちんと公会計として管理する方向であるならば、働き方改革の一番大きい柱ではないかと思っているため、しっかり検討していく必要があるかなと思っている。

その他はいかがか。

浅津委員

9ページ、学校以外が担うべき業務の二つ目に、児童生徒が補導された時の対応というのがあるが、これは具体的にはどういう感じなのか教えていただきたい。警察と保護者だけの対応になるのか、学校ではどの段階で連絡なり共有がされるのかというのを教えていただけるか。

山口課長

実際、想定されるのは土日、学校閉庁の部分だと思う。今現在、警察が補導等した場合、警察が管理する部分の連絡については、第一報は警察から私の方に入るようになる。基本的に学校は対応しないという状況になっている。

現在のところ、すぐに対応するものはないと思う。ただ一番問題になるのは、関係者、保護者への連絡については、学校を窓口にしてほしいという声があり、その部分については、主導は警察が動くが、その連絡調整は学校がしてほしいということが現在の実態であるため、そこは現在、管理職中心に対応している部分がある。どうしてもそこはやむを得ず残っているのが現実で

- ある。
- 浅津委員 その後の指導にもやはり学校との共有というのは絶対必要になってくると思ったため、お伺いした。安心した。
- 杉野本委員 7ページの3番、教職員の健康及び福祉の確保に関する取組のあのところで、月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員について、医師による面接指導を実施するとあるが、これは学校を訪問されるのか、教職員がその病院へ行くのか、どちらを想定しているか。
- 山口課長 医師による面接だが、現在、産業医というものが確保できておらず、医師会に相談させていただき、健康管理ということで民間の病院に委託をしている。教育委員会に希望を申し出させていただき、教育委員会と医療機関で調整して、医療機関の方に行っていただいて受診、面談というかたちになる。
- 杉野本委員 月80時間を超えた職員のうち希望者ということだが、努力して減らして月80時間を超えたいうえで、さらに病院に自分の時間を削って行かれる可能性はかなり低くなるのではないかなという心配があるが、現実にはどうなのか、希望してでも行く人が出てくるのかどうかというところを聞かせていただけるか。
- 山口課長 令和7年度は、希望者はいなかった。ただ昨年、一昨年は、実際に希望されて面接に行かれた方もおられる。
- 杉野本委員 状況見て、場合によっては再検討が必要なことがあるかもしれないという気もする。
- 岡田教育長 確かに長時間の勤務になったときに、ご本人が自分から希望されるというケースはなかなか手が挙がりにくい。そのため、そういうときに管理職の先生と教育委員会で話をして、ご本人に勧めていただくなど、何かしないと、やはり忙しい中でその時間を見つけてというのもなかなか難しいと考えるのではないかと思います。ただ、早めにそういう対応というか、つなげていかないと、どんどんしんどくなっていく。その辺りは、今ご指摘いただいたようなことも参考にしながら、機能していくようにしないといけないと思っている。
- 倉本委員 その他はいかがか。
- 倉本委員 先ほどの80時間のことだが、校内で80時間を超えるような先生がおられた場合、それをまず校長が本人に対して「受けたらどうですか」というふうな段取りになっている。ご本人が直接、教育委員会に申し出るとか、校長に申し出るとか、あるいは校長が

	記録を見て、ちょっと相談を受けてみてはどうかというふうに進めていくのか、その辺りの流れはどうか。
山口課長	現在、時間外の在校時間の管理については、学校から教育委員会に毎月報告がくる。その中で、基本的には教頭がこの数値管理をしている。管理職を含めてその状況を確認したうえで、当該職員については、声掛けをして希望の確認を取り、基本的に校長からになるが、教育委員会に面談希望の申し出がある。管理職承知のうえで対応している。
倉本委員	ある程度、強制的にとというのはおかしいが、そうした方がいいのではないかという気がする。逆に言うと、遅くなれば取り返しのつかないことになり得るだろう。希望を待っていると後手後手に回ってしまうという恐れもあるような気がする。 それから、この80時間というのは希望の段階であって、例えば100時間を超えてしまうというようなときには、ある程度強制的にとというのは、条例や規則など何かあるのか。
山口課長	強制力はない。この在校外時間の物理的なものでやっているため、機械的にしている。すべてが労務かと言われる部分があるため、その辺りも手が挙がりにくい部分である。 実際、学校で勤務状況を確認したうえで報告があったときに、過度な負担がかかっているようであれば、面談を進めるようにしたいと思う。
倉本委員	80時間というのは大体全県的に同じような数字なのか。
山口課長	資料にデータがないが、特に中学校である。特に部活動を持たれる顧問は、土日も休業日も含んだ指導であるため、そういった部分も通常の小学校に比べればプラスアルファ、当然教材研究も含めて、勤務されたうえでの勤務時間である。そういうところがどうしても出ているという状況である。
倉本委員	了解した。
岡田教育長	その他はいかがか。
浅津委員	2ページのところだが、教職員の心身の健康保持、上から6行目のところに、教職員が心身の健康を損なうと、明るく元気に子どもたちと向き合うことができないとあるが、明るく元気というのが性格を表す表現のような気がする。「前向きに」とか「意欲的に」とか、そういう表現の方がふさわしいのではないかと思うが、いかがか。
山口課長	子ども向けのような稚拙な部分であった。ここは委員の意見を

	参考に修正させていただく。ここで具体的に修正していただいた方がいいか。
浅津委員 岡田教育長	稚拙とは思わないが、何かこう性格を表す表現のように感じた。「意欲的に子どもたちと向き合うことができないだけでなく」という表現の方が良いか。
浅津委員	ただ、ちょっと下の方のどこかに「意欲的」という表現があったような気がする。「意欲的に」か「前向きに」のどちらかがふさわしいように感じる。
岡田教育長	今日この場で、この案を諮ることになるため、言葉としては、今ご指摘いただいた内容の方向で直すということとし、具体的なところはお任せいただくということでよいか。
浅津委員	よろしく願います。
岡田教育長	その他はいかがか。
各委員	特になし。
岡田教育長	特に他にないようであれば、この方向感で、このプランに沿って働き方改革を進めるということでご了解いただけるか。
各委員	全会一致で承認
岡田教育長	ありがとうございます。
	先ほどご指摘いただいた言葉については事務局の方で修正をし、それをもって最終決定させていただきたいと思う。

(2) 浜田市立学校の職員の服務規則の一部を改正する規則について (資料 2)

山口課長	資料 2 をご覧いただきたい。 教職員の服務規則の一部改正である。今回の改正について、参考に行っている市町村立小・中学校等の教職員の服務規則が一部改正され、休暇等に係る様式の整理が行われたため、併せて所要の改正を行うものである。 内容だが、年次有給休暇取得に係る様式が新設される。具体的には、会計年度任用職員の休暇願簿の様式が、正規とは別に新設されたため、これを追加させていただく。 2 点目が、育児休業法に規定する部分休業、これが改正されている。特に、1 年間で 10 日以内、年間 77 時間 30 分、これを分割して取得できる制度が部分休業としてできたため、それに対応するため、請求様式の追加を行う。また、1 号部分休業、これは 1 日最大 2 時間取得できるものだが、この部分の承認の取消請求書の変更様式を追加するものである。
------	--

岡田教育長

その他としては、一部文言の修正をしている。資料の 3 ページにあるが、様式 35 号として研修の終了がある。今までの「終わる」を「修める」の修了に変更するということもあり、文言の整理をしている。

大きくは部分休業についての様式の変更である。4 月 1 日から施行というかたちで全て変えさせていただきたいと思う。

説明は以上である。

ただいまの説明に対してご質問等があるか。

育児休業法の変更に伴うものを受けて浜田市教育委員会の規則を変更するということと、年次有給休暇の取得に係る様式の新設である。

特に質問がないようであれば、このとおり規則を改正することでよいか。

各委員

全会一致で承認

(3) 浜田市文化財審議会委員の委嘱について (資料 3)

山本課長

それでは資料 3 をご覧いただきたい。

浜田市文化財審議会委員の委嘱についてお諮りする。文化財審議会委員については、任期を 2 年としている。その任期が 3 月 31 日までとなっており、新たな委員についてお諮りするものである。

資料のとおり、10 名の方に委員をお願いしようと思っている。10 名中 8 名については継続ということでお願いしようと考えている。7 番と 8 番の 2 名については、新規ということで新たにお問い合わせをしようと思っている。

7 番の中村唯史さんは、現在、島根県立三瓶自然館の学芸員である。8 番の錦織稔之さんについては、現在、島根県立少年自然の家の社会教育主事である。それぞれ中村さんの専門が地学、錦織さんが近世史を専門とされている。

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで、この 10 名の方に委員をお願いしたいと考えているため、委員方のご意見をよろしく願います。

説明は以上である。

ただいまの件について、ご質問があるか。

特になし。

岡田教育長

各委員

岡田教育長

各委員

事務局の提案どおり承認することよろしいか。

全会一致で承認

3 部長・課長等報告事項

草刈部長

個人一般質問 通告一覧（令和8年3月浜田市議会定例会議）
（資料4）

それでは資料4をご覧いただきたい。個人一般質問通告一覧である。3月議会が明日で終わるが、委員会代表質問はなかった。個人一般質問の方が全体で21名308項目である。

教育委員会関係は16名77項目である。資料のところにアンダーラインが引いてあるところが該当するところである。先ほど教育長からあったが、浜田市議会のホームページに動画の方がアップされているため、様子の方はそちらで確認をしていただければと思う。

ちなみに、令和7年の3月議会では10人45項目だったため、人数も項目数も今回は増えている。選挙があり議員が変わった12月議会でも10人56項目であった。3月議会ということで質問の議員数も多く、項目数も多かったというのが今回の状況である。

資料4については以上である。

ご質問等があるか。

特になし。

岡田教育長
各委員

藤井課長

行事等予定表（資料5）

それでは資料5をご覧いただきたい。行事等予定表である。特に委員方に出席をお願いしたい項目については、3月31日の教職員退職者・辞職者辞令交付式である。こちらは本日、学校教育課からお手元にご案内を届けさせていただいている。

また、4月8日から10日に、小学校、中学校と幼稚園の入学式、入園式がある。既に委員方それぞれにお願いをさせていただいていることと思うため、お忙しいところ恐縮だが、ご出席をよろしく願います。

4月23日が次回、第250回の教育委員会定例会である。場所は本庁4階講堂で行うため、よろしく願います。

説明は以上である。

ご質問等があるか。

特になし。

岡田教育長
各委員

山口課長

令和 8 年度浜田市いじめ防止基本方針（資料 6）

資料 6 の令和 8 年度浜田市いじめ防止基本方針について説明させていただきます。

基本的に浜田市のいじめ対策については、いじめ防止基本方針、これに則って対応していく。これに基づき、各学校でもいじめ防止基本方針を作って取組を進めるということである。

このいじめ防止基本方針だが、いじめへの対処、未然防止、実際起こったとき、重大事案になったときの大きい対応について、それぞれ役割分担を定めたものである。

今回の改正だが、4 ページ、5 ページで文言の整理等を行っている。

4 ページ中段、(2) いじめ防止に関する浜田市の施策の中に、WEBQU という表現がある。令和 8 年度から、小学校 3 年生以上を対象にアンケート Q-U を実施するが、全てウェブタイプのアンケート Q-U になる。アンケート Q-U は、心的調査、集団調査ということで、学級の状態を客観的に数値で見るという部分である。教員が学級を見る中を客観的に数値で見て、やはりこういったところがよかったとか、こういったところが困難な子どもがいるなというところを見るアンケートである。この部分を追加する。

もう 1 点が 5 ページの (4) 浜田市の小中学校で推進するいじめ防止の取組のエの部分である。これは SNS、インターネット上のいじめに関する事項である。

今回変更するのは、エの 1 行目「いじめの加害者にも被害者にもならないように」という部分を修正している。昨年度まで「いじめに巻き込まれないように」という表現を、今回「いじめの加害者にも被害者にもならない」としている。実際、動画の拡散とか、もらった方もそれを拡散すれば加害者になるということも踏まえ、実態に応じて、いつでもインターネット上の情報をやり取りする中で、被害者にも加害者にもなるということを位置付けて、今後指導していきたいということで変更している。

大きくは、その文言の整理ということで今回整理させていただいている。基本的に昨年度と同じ内容である。

説明は以上である。

この件に関してご意見などがあるか。

岡田教育長

各委員

特になし。

山口課長

令和 8 年度浜田市小・中学校学級編制基準（資料 7）

令和 8 年度の学級編制基準である。表にある学級編制は国の基準である。一番の変更点は、中学校第 1 学年、これが今まで 40 人学級編制であったが、今年度から 35 人が標準の学級編制となる。今後、中学 2 年、中学 3 年も併せて 35 人になっていくと思う。あとは大きく変わらないが、基本は国の学級編制基準、プラス県の学級編制基準を踏まえて進めていきたいと思う。どうしてもこれ以外による場合は、学校の教員を配当する中で、必要に応じてやっていくというような内容である。大きくは、中学校の 1 年生が変更になったということである。

説明は以上である。

岡田教育長
各委員

この件に関してご質問等があるか。

特になし。

石橋室長

令和 7 年度浜田市小中連携教育実践記録集（資料 8）

第 11 回（3 月）市校長会資料（資料 9）

3 月の校長会で話したことを報告する。資料 9 をご覧いただきたい。3 月は、令和 7 年度の取組と令和 8 年度の取組についてお話した。はじめに、いつものように浜田市の学力と課題を確認していただいた。

まず、令和 7 年度の取組についてである。2 月中旬より、学校訪問 A の 2 回目として、各校の研究主任の先生とオンラインで結び、今年度の学力向上の取組について、成果と課題をお聞きした。

今年度は特に要約学習と AI ドリルを週時程に位置付け、年間を通して継続して取り組んでいただくようお願いしてきたため、その様子をお聞きした。おかげさまで多くの学校で計画的な取組が行われ、様々な成果や課題が明らかになったようである。特に、要約学習はどの教科についても有効に左右するとか、AI ドリルは学力を向上させるといったプラスの評価をたくさんいただいたことを報告した。

教育委員会定例会でも毎回お示ししてきた WAU グラフからも、AI ドリルの活用が日常化していることがお分かりいただけると思う。AI ドリルは、在校生は春休みも使えるため、しつ

かり活用してくださいと校長先生方をお願いした。また、来年度に向け、中学校校区内の学校同士で情報交換や情報共有を行い、小学校、中学校 9 年間を通した継続的で系統的な活用が進むようお願いした。

次に子どもの声でつくる授業についてである。

今年度も令和 7 年度の重点を定め、全ての教科等において「子どもの声でつくる授業」を推進していくことで、「主体的・対話的で深い学び」に向けた質の高い授業を目指し、各学校で授業改善に取り組んでいただいた。その成果と課題を資料 A-1 にまとめている。

続いて、小中連携教育の目標値に対する本年度の状況についてである。今年度も、中学校校区ごとに小中連携教育に色々と工夫しながら取り組んできた。詳細は、資料 8 の実践記録集とリーフレットを後ほどご覧いただきたいと思う。

次に、令和 8 年度 of 取組についてである。

来年度も、浜田市授業改善プラン「子どもの声でつくる授業」に継続して取り組んでいただくことにしている。これまでの取組を振り返り、子どもの声でつくる授業イメージ図や、その中身に若干のリニューアルをしたところもある。

資料 A-1 の本編と、資料 A-2 の解説編をしっかりとご覧いただき、各学校の授業改善に向けた取組や校内研修についてお考えいただく手がかりとしてご活用くださいと、校長先生方をお願いした。

これまでの実践の積み重ねで、「授業づくりシート」のゴールにおける子どもの姿が具体的に記されることが多くなってきた。一方で、抽象的な表現のため、ゴールが想定しづらいものもあった。ゴールにおける子どもの姿は、付きたい力を基にした本時のねらい（目標）が達成された姿でもあるため、付きたい力を踏まえたねらい（目標）を絞り込み、ゴールにおける子どもの姿を、より具体的に想定明記することが重要となる。まずは、ここから授業改善に取り組んでいただくようお願いした。

続いて、小中連携教育についてである。

2 月 26 日（木）に、第 3 回浜田市小中連携教育推進委員会を行い、令和 8 年度以降の方針を確認した。基本方針は、令和 7 年度の方向性を継続するという確認した。

また、生活習慣づくり、特に家庭学習時間、メディア接触到に

ついて、重点として取り組んでいく。この評価指標の中でも、自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合をこれからも重視していくということを伝えた。

続いて、全国学力・学習状況調査についてである。

4月になると、小学校、中学校ともに CBT を取り入れた新しいかたちの全国学力・学習状況調査が行われる。現在、それぞれの学校で準備を進めていただいているため、資料 C としてつけているチェックシートを使いながら、滞りなく準備してもらうようお願いした。

続いて、小学校の話題を二つ。まずは、学びの基盤に関する調査、たつじんテストと呼ばれるものについてである。令和 8 年度から、内容ややり方が変わる。浜田市では、小学 4 年生を対象に島根県が推奨する PBT、紙のテストで行うこととした。

最後は、令和 8 年度小学校理数教科指導力向上プロジェクトについてである。令和 7 年度に実施された「小学校理数教科指導力向上プロジェクト」は、令和 8 年度も実施される。浜田市からは 2 名、算数科担当教諭 1 名と理科担当教諭 1 名の 2 名を授業改善リーダーとして推薦することになることを伝えた。

説明は以上である。

ただいまの件について、ご質問等があるか。

小学校、中学校ともタブレットを使っているが、小学校は小学校が管理しているタブレット、中学校は中学校が管理しているタブレットを、それぞれ生徒に使わせるかたちであると思う。

今まで思ったことはなかったが、小学校を卒業して中学校に上がる子どもは、3 月の卒業式以降はタブレットがない状態ということでしょうか。

そうである。4 月に入ると新入生のアカウントを修正したりする作業があるため、小学校では 1 年生から始めて 6 年生で返し、中学校に行けば中学校のものをいただいて 3 年生まで使うと、そういう流れになっている。

小学校 6 年生の終わり頃は、提出しなくてもいいようなまとめの課題がおそらく出ると思うが、小学校から中学校に継続してという流れがあり、そういったものもタブレットでできるとスムーズでいいのかなと思った。

ありがとうございます。また今後検討させていただく。

今、小学校はヒューレット・パッカー HP を主体に、中学校

岡田教育長
三浦委員

石橋室長

三浦委員

石橋室長
山口課長

は NEC 社製である。これは令和 2 年度に調達の関係で分けたが、令和 8 年度は新しい機種 of 更新時期であるため、基本的にみんな同じ機種というふうに指導上統一してやりたいと思っている。その部分は今回の導入に併せて、今言われたように 6 年生の春休みに少しでも持ち帰りできるような、小学校と中学校の運用はちょっと違うため、そこも併せて内部で検討していきたいと思う。

岡田教育長

例えば、今は 6 年生の時に一旦返して、中学校でまた新しくもらうが、小学校から中学校卒業までずっと使い続けるというのはできるのか。

山口課長

それも念頭におきたいと思っている。

岡田教育長

アカウント付与の部分が少し、学校も色々なところに行くため、ちょっとそこが難しいと思う。色々意見が出たため、検討していただきたい。

私から一つ。今浜田市が色々な学習について、こういうことをやっていきたいと思いますということを行っている。要約学習はこの 2 年ぐらいのことで、それまでは協調学習や図書館活用など色々やってきた。新しいことをやろうと思うと、どこかで何かをスクラップして取り組まないといけないと、実は今思っている。教科などを超えて、より準備がしやすかったり先生方の共感が得られそうなものが、もしかしたら要約学習の取組かなと思っているため、少し協調から要約にシフトをしていくようなことも考えてもいいのではないかと思っている。その辺りもまた学力向上推進室の方でも考えていただければと思うし、もちろん委員方の意見もあると思う。

石橋室長

教育長が言われるとおり、そういった話題がスタッフの中でも出ている。だが、計画として始まったものであるため、どこでピリオドを打つかというのは非常に難しいと思う。とりあえず要約学習と AI ドリルについては、成果を皆さんが実感しておられたようであるため、そこはちょっと力を入れていこうというふうなところで、軽重をつける必要も、これからしっかりと考えながらやっていきたいと思う。

岡田教育長
各委員

その他はいかがか。
特になし。

松井課長

サン・ビレッジ浜田アイススケート場に係る住民訴訟について

(資料 10)

それでは資料 10 のサン・ビレッジ浜田アイススケート場に係る住民訴訟についてである。訴訟の概要について、改めて報告させていただく。

事件名は、本年度予算執行差止等請求事件である。概要は、令和 5 年度に市が三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に委託したサン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務に関連する訴訟である。

請求趣旨の一つ目。被告は現市長である。当時の市長に対し、金 2,876 円及びこれに対する令和 6 年 1 月 10 日から支払い済みまで年 3 分の割合による金員を請求せよ。これは、報告書の納期に関連した請求であると認識している。

二つ目。被告は、浜田市が株式会社エブリプランとの間で締結したサン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用に関する基本計画策定業務委託に係る業務委託契約に関し、一切の公金の支出をしてはならない。これは、令和 5 年度の調査報告を根拠とした業務に関し公金の支出をしてはならないといった請求であると認識している。

提訴された日だが、訴状が提出されたのが令和 7 年 9 月 4 日付け、市に届いた日が同年 9 月 24 日である。この後に、原告から訴状訂正の申し立てがあり、申立書が提出されたのが令和 7 年 11 月 17 日付け、市に届いた日が同年 11 月 27 日である。

対応の状況については、浜田市の顧問弁護士に委任をしている。

弁護士費用の着手金については、454,300 円全額を予備費から充用し、支払いを行っている。

説明は以上である。

これに対して、ご質問等があるか。

特になし。

この案件については弁護士の方に委託をし、そこで対応していただいているため、対応はその指示に従って動くということになると思う。やはり正しいことというのは裁判の中で明らかにしていく必要があると思っているため、教育委員会としてもそこで反論していきたいと思っている。

岡田教育長
各委員
岡田教育長

松井課長

第 84 回国民スポーツ大会競技会場の整備について (資料 11)

それでは資料 11、第 84 回国民スポーツ大会競技会場の整備について説明させていただく。令和 12 年に開催予定の第 84 回国民スポーツ大会競技会場について、大会後の利活用を見据えつつ、競技施設基準を満たし、安全安心な大会が行えるよう、令和 9 年度から 10 年度の 2 か年にわたって施設整備を行っていく。

施設整備に係る総事業費は、概算で 13 億円程度を見込んでいる。令和 8 年度には実施設計を行うため、それに伴ってこの事業費が変更となっていく。

市有の競技会場施設については、サッカーが 3 施設、軟式野球が 2 施設、合わせて 5 施設となる。各施設の整備内容について説明させていただく。

まず一つ目のサッカー競技である。浜田市陸上競技場については、競技エリアの整備として、フィールドの天然芝の張替、フィールド縁石等の改修を行う。

続いてスタンドの改修である。劣化、老朽化が進んでいるため、観客の安全確保のため、ベンチの更新、スタンド屋根の補強工事を行う。4 番目として、車椅子の動線確保のため、スロープの改修を行う。5 番目は室内トイレの改修である。現在和式であるスタンド 1 階のトイレを洋式に改修する。以上で、概算事業費 4 億 1,600 万円程度を見込んでいる。

二つ目は三隅中央公園の陸上競技場である。競技エリアの整備として、フィールドの天然芝と縁石等の改修を行う。それから、室内トイレを洋式に改修する。以上で、概算事業費 1 億 2,900 万円程度を見込んでいる。

三つ目はサン・ビレッジ浜田スポーツ広場である。まず競技エリアの整備として、人工芝の張替を行う。それからフィールド外周フェンスの更新、駐車場の点字ブロックの改修、フィールドの東側にある屋外トイレを移転、新設をする。以上で、概算事業費 3 億 1,800 万円程度を見込んでいる。

裏面をご確認いただき、2 番の軟式野球である。(1) 浜田市野球場について、競技エリアの整備として、内外野のグラウンド整備、バックネットの改修を行う。コンクリートや金属製の側溝があるが、これは選手の安全確保のためラバーの敷設を行う。それからシャワー室の改修、車椅子の動線確保のためのスロープの改修、スタンドの劣化部分の改修を行っていく。

また、現在3か所に分散しているトイレを、スタンドの下の1か所に集約し、ユニバーサルデザインに対応したトイレを設置する。以上で、概算事業費1億3,400万円程度を見込んでいる。

(2) 三隅中央公園野球場については、競技エリアの整備をして内外野のグラウンド整備、バックネットや外野フェンス、ファールポールの改修を行う。危険箇所にはラバーの敷設を行っていく。それからスタンドの改修、屋外トイレの改修を行う。以上で、概算事業費1億6,800万円程度を見込んでいる。

3番の競技会場の実施設計である。5施設で概算事業費1億3,500万円。こちらは令和8年度当初予算案に計上させていただいている。

この施設整備に当たっては、国庫補助金である社会資本整備総合交付金の都市公園事業、地方債の過疎対策事業債、県の補助金である国スポ市町村競技施設整備費補助金等を活用し、極力市の財政負担の低減を図っていく。

説明は以上である。

岡田教育長

ご覧いただいているとおり、本当に大きな金額がかかるため、なるべく市の負担を使わず補助金や交付金などを活用し、そのうえで必要な手立てをしていきたいと思う。来年度から実施設計が始まるため、間に合うようにしっかり取り組んでいきたいと思う。

各委員

この件について、委員方からご質問等があるか。
特になし。

山本課長

浜田市資料館運営協議会委員の委嘱について（資料12）

それでは資料12をご覧いただきたい。浜田市資料館運営協議会委員の委嘱について報告をさせていただく。

浜田市資料館運営協議会委員については、任期が2年となっており、令和8年3月31日までの任期となっている。令和8年4月1日から新たな任期となるが、この資料にあるとおり、6名の方に委嘱をする。

6名のうち1名が新規の方で、他5名は継続でお願いをする。2番の新規の阿部志朗さんについては、現在、浜田市文化財審議会の委員を務めていただいている。また、大田高校の校長先生をされており、地理を専門とされている。

岡田教育長
各委員

説明については以上である。
何かご質問があるか。
特になし。

山本課長

浜田市近世史料集刊行記念講演会「濱田町中屋敷敷年貢納帳」
に見る浜田町人地の姿（資料 13）

資料 13 をご覧いただきたい。浜田市近世史料集発刊記念講演会
の報告である。資料にあるとおり、3月28日、浜田市近世史料集
の発刊を記念し、「濱田町中屋敷敷年貢納帳」に見る浜田町人地
の姿と題して講演会を開催する。

こちらの講演会については、文化振興課の方で今年度から、
これまでの浜田市に関する古文書を、資料の調査の成果を発信
するために史料集を発刊する。10のテーマで年1冊の発刊を予
定しているが、令和7年度は城下町の暮らし、城下町の構造と
いうことで、2月に発刊した。その内容については、江戸時代
の浜田の町人地の構造を示した濱田町中屋敷敷年貢納帳という
古文書があるが、そちらを翻刻したもの、昔の崩し文字で書か
れた文字を現在の文字に置き換えて掲載し、内容について説明
したものである。その史料集に基づいて、今回その内容を説明
する講演会を3月28日に開催する。説明については、当課の職
員2名が、それぞれこの内容について説明する。入場料は特に
なく、会場はこの場所であるため、委員方もご都合がつけばぜ
ひご参加をお願いしたい。

岡田教育長
各委員

説明は以上である。
史料集第1号ということである。
この件についてご質問等があるか。
特になし。

4 その他
(1) その他
岡田教育長
藤井課長

その他のところで何かあるか。
先般、委員方に郵送で送らせていただいた市民の方からの請願
についてである。
先日、市民の方から教育委員会宛てに請願が出されたため、先
週のところで各委員方に郵送させていただいたところである。
内容についてはお目通しをいただいたかと思うが、これまで浜

岡田教育長
各委員
岡田教育長
日ノ原係長
岡田教育長

各委員
岡田教育長

田市教育委員会の方では、陳情もしくは請願の取扱いについて、取り決めたものがない。

このたび目を通していただいたところだが、今後改めて、教育委員会の方に出された陳情や請願の取扱いについては、協議をさせていただきたいと思っている。

他県、他市の状況等もこちらである程度調べ、それを委員方にお示ししたうえで、改めて議題として、一般的な取扱い方法について決めていきたいと思っているため、その際にはまたご審議いただくようよろしく願います。

今日は取り急ぎそのお知らせをさせていただきたいと思う。

以上である。

ただいまの件についてはよろしいか。

特になし。

事務局からその他何かあるか。

特になし。

その他のところで、委員方からご報告や質問があれば願います。

特になし。

最初にお諮りしたとおり、引き続き、会議を非公開に切り替えて、開催したいと思う。関係者以外の皆さんは退席をお願いする。

2 議題

(4) 令和8年4月1日付け人事異動について（追加資料）

日ノ原係長

区分ごとに説明する。

まず、新規採用である。

続いて、他部局からの出向解除（転出）である。こちらは、現在教育委員会職員で4月1日から市長部局の職員となる区分である。

続いて、委員会内配置転換である。こちらは、教育委員会内で配置が変わるものである。

続いて、他部局からの出向（転入）である。こちらは、4月1日から教育委員会に来られるものである。

続いて、教育委員会併任である。こちらは、本務は市長部局職員で、4月1日からの職が教育委員会の事務も行う職であるため、教育委員会の身分ももつ区分である。今回、新たに市民生活部国

スポ・全スポ推進室が、国スポ実施施設の改修を担当するため、教育委員会の併任も行うものとしている。

続いて、教育委員会併任解除である。こちらは先ほどと反対の区分のものである。

続いて、兼務解除である。

続いて、昇任である。

続いて、退職である。

続いて、派遣解除である。

続いて、派遣である。

内示日は3月19日である。

説明は以上である。

ただいまの件について、ご質問等があるか。

特になし。

それでは、このとおりで承認いただけるか。

全会一致で承認

ありがとうございます。

なお、本日の会議内容の公開の時期については浜田市の人事異動の公表以降とし、議事録はその後の公開。資料は、人事課が最終的なものを教育委員会分も併せて公表されるため、本会議の資料としては、公開しないこととしてよろしいか。

了承

岡田教育長
各委員
岡田教育長
各委員
岡田教育長

各委員

次回定例会日程

定例会 4月23日(木) 14時30分から

浜田市役所本庁4階講堂AB

次々回定例会日程

定例会 5月25日(月) 16時00分から

浜田市立中央図書館2階多目的ホール

16:27 終了